

一般社団法人福井県臨床工学技士会定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、一般社団法人福井県臨床工学技士会（以下「当法人」という。）と称する。

(事務所)

第2条 当法人は、事務所を福井県福井市に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 当法人は、臨床工学技士の職業倫理を高揚するとともに、学術技能の研磨及び資質の向上に努め、県民の福祉、医療の普及発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. 臨床工学技士の職業倫理の高揚に関すること
2. 臨床工学技士相互の連帯交流に関すること
3. 臨床工学技士の学術技能の研磨及び資質の向上に関すること
4. 臨床工学技士の社会的地位の向上と相互福祉に関すること
5. 臨床工学に関する刊行物の発行及び調査研究
6. 内外関連団体との連帯交流に関すること
7. その他当法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会 員

(法人の構成員)

第5条 当法人は、当法人の事業に賛同する個人又は団体であって次条の規程により当法人の会員となった者をもって構成する。

(会員の資格取得)

第6条 次条の種別に該当する者であって当法人の会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申込をし、理事会の承認を得なければならない。

(会員の種別)

第7条 当法人の会員は、次の3種とする。

1. 正 会 員 臨床工学技士法（昭和62年法律第60号）第3条の規定による臨床工学技士の免許を有し、福井

- 県に居住又は勤務する者
2. 賛助会員 当法人の目的に賛同し、事業を賛助するため入会した個人又は団体
 3. 名誉会員 当法人に顕著な功労のあった者又は学識経験者で、理事会の推薦に基づき総会の承認の得た者。
ただし、名誉会員に推薦された者は、入会の手続きを要せず本人の承認をもって会員となるものとする。

2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

（経費の負担）

第8条 当法人の事業活動に経常的に生ずる費用に充当するため、会員になった時及び毎年、会員は社員総会において別に定める額を支払う義務を負う。

（社員名簿）

第9条 当法人は、会員の氏名及び住所を記載した「会員名簿」を作成し、当法人の主たる事務所に備え置くものとする。「会員名簿」のうち正会員の名簿をもって法人法第31条に規定する社員名簿とする。

2 当法人の会員に対する通知又は催告は、「会員名簿」に記載した住所又は会員が当法人に通知した居所にあてて行うものとする。

（退会）

第10条 会員は、次に掲げる事由によって退会する。

1. 社員たる資格の喪失
2. 会員本人の退会の申し出。ただし、退会の申し出は、1か月前にするものとするが、やむを得ない事由があるときは、いつでも退会することができる。
3. 死亡又は解散
4. 総社員の同意
5. 除名

（除名）

第11条 会員の除名は、正当な事由があるときに限り社員総会の決議によってすることができる。この場合は、法人法第30条及び第49条第2項第1号の定めるところによるものとする。

第4章 社員総会

（招集）

第12条 当法人の定時社員総会は、毎事業年度末日の翌日から2か月以内に招集し、臨時社員総会は、必要に応じて招集する。

2 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、理事会

の決議に基づき会長がこれを招集する。会長に事故若しくは支障があるときは、会長があらかじめ理事会の承認を得て定めた順位に従い副会長がこれを招集する。

- 3 社員総会を招集するには、会日より1週間前までに、各社員に対して書面で招集通知を発するものとする。

(権限)

第13条 社員総会は、次の事項について決議する。

1. 社員の除名
2. 理事及び監事の選任又は解任
3. 理事及び監事の報酬
4. 事業計画及び予算
5. 事業報告、貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
6. 定款の変更
7. 解散及び残余財産の処分
8. その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(議長)

第14条 社員総会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長に事故若しくは支障があるときは、会長があらかじめ理事会の承認を得て定めた順位に従い副会長がこれに代わるものとする。

(議決権)

第15条 社員総会における議決権は、会員1名につき1個とする。

(決議の方法)

第16条 社員総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した会員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総会員の半数以上であって、総会員数の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
1. 社員の除名
 2. 監事の解任
 3. 定款の変更
 4. 解散
 5. その他法令で定められた事項

(議決権の代理行使)

第17条 会員は、当法人の会員を代理人として、議決権を行使することができる。ただし、この場合には、社員総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

(社員総会議事録)

第18条 社員総会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、議長及び出席理事が署名又は記名押印して10年間当法人の主たる事務所に備え置くものとする。

第5章 役員

(役員 の 設置)

第19条 当法人に、次の役員を置く。

1. 理事 10人以上15人以内
2. 監事 2人
- 2 当法人に会長1名、副会長2名を置き法人法上の代表理事とする。

(選 任)

第20条 理事及び監事は総会において選任する。

- 2 会長及び副会長は、理事会の決議により選定する。
- 3 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。
- 4 役員 の 選任 に関し必要な事項は、別に役員選出規則で定める。

(理事 の 職務)

第21条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、当法人を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ理事会の承認を得て定めた順位に従いその職務を代行し、会長が欠けたときはその職務を行う。

(監事 の 職務)

第22条 監事は、理事の職務執行を監査し、法令で定めるところにより、当法人の貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書を監査し、会計監査報告を作成する。

(任 期)

第23条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。
- 3 任期満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された者の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。
- 4 増員により選任された理事の任期は、他の在任理事の任期の残存期間と同一とする。

(解 任)

第24条 理事及び監事は、次の事由により社員総会の決議によってこれを解任することができる。

1. 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
2. その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。
3. 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき

(報 酬)

第25条 役員は無報酬とする。ただし、実費は弁償して差し支えないものとする。

(顧 問)

第26条 当法人に、顧問を置くことができる。

2 顧問は、理事会の推薦により、会長が委嘱する。

3 顧問は、当法人の重要な事項について、会長の諮問に応じて意見を述べるものとする。

4 顧問の任期は、委嘱した会長の在任期間と同一する。

第6章 理事会

(構 成)

第27条 当法人には理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権 限)

第28条 理事会は次の職務を行う。

1. 当法人の業務執行の決定

2. 理事の職務の執行監督

3. 代表理事の選定及び解職

(招 集)

第29条 理事会は、会長がこれを招集する。

2 会長に事故若しくは支障があるときは、会長があらかじめ理事会の承認を得て定めた順位に従い副会長がこれに代わるものとする。

(招集手続の省略)

第30条 理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。

(議 長)

第31条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長に事故若しくは支障があるときは、会長があらかじめ理事会の承認を得て定めた順位に従い副会長がこれに代わるものとする。

(理事会の決議)

第 3 2 条 理事会の決議は、議決について特別利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(理事会の決議の省略)

第 3 3 条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案に異議を述べた場合を除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(職務の執行状況の報告)

第 3 4 条 会長、副会長及び常任理事は、3 か月に 1 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告するものとする。

(理事会議事録)

第 3 5 条 理事会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、出席した代表理事（代表理事に事故若しくは支障があるときは出席理事）及び監事がこれに署名又は記名押印し、10 年間主たる事務所に備え置くものとする。

第 7 章 部会及び専門委員会

(部会等)

第 3 6 条 会長は、理事会の決議に基づき事業推進のため必要と認めるときは、部会及び専門委員会（以下「部会等」という。）を設置することができる。

2 部会等の運営に関する事項は理事会で定める。

第 8 章 計 算

(事業年度)

第 3 7 条 当法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 3 1 日に終わる。

(計算書類等の定時社員総会への提出等)

第 3 8 条 代表理事は、毎事業年度、法人法第 1 2 4 条第 1 項の監査を受け、かつ同条第 3 項の理事会の承認を受けた計算書類（貸借対照表及び損益計算書）及び事業報告書を定時社員総会に提出しなければならない。

2 前項の場合、計算書類については社員総会の承認を受け、事業報告書については理事がその内容を定時社員総会に報告しなければならない。

(計算書類等の備置き)

第 39 条 当法人は、各事業年度に係る貸借対照表、損益計算書及び事業報告書並びにこれらの附属明細書（監事の監査報告書を含む。）を、定時社員総会の日から 2 週間前の日から 5 年間、主たる事務所に備え置くものとする。

第 9 章 定款の変更及び解散

（定款の変更）

第 40 条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

（解 散）

第 41 条 当法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

第 10 章 公告の方法











（公告の方法）

第 42 条 当法人の公告は、官報に掲載してする。

第 11 章 附 則

（設立時社員の氏名及び住所）

第 43 条 当法人の設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

	木澤洋一
	小林昌弘
	増野谷一男
	五十嵐茂幸
	梅田俊一
	重矢直彦
	笠川明美
	梶川淳一
	竹内良信
	鳥居 学

[Redacted]

平内岩雄

[Redacted]

八木英昭

[Redacted]

中村貴幸

(設立時役員)

第44条 当法人の設立時理事、設立時監事及び設立時代表理事は、次のとおりとする。

設立時理事 木澤洋一、小林昌弘、増野谷一男、五十嵐茂幸、梅田俊一、重矢直彦、笠川明美、梶川淳一、竹内良信、鳥居 学、平内岩雄、八木英昭

設立時監事 大谷政行、中村貴幸

設立時代表理事
(会長)

[Redacted]

木 澤 洋 一

設立時代表理事
(副会長)

[Redacted]

小 林 昌 弘

設立時代表理事
(副会長)

[Redacted]

増野谷 一 男

(最初の事業年度)

第45条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成23年3月31日までとする。

(定款に定めのない事項)

第46条 この定款に定めのない事項については、すべて法人法その他の法令の定めるところによる。

以上、一般社団法人福井県臨床工学技士会を設立するため、この定款を作成し、設立時社員が次に署名（又は記名）押印する。

平成22年3月 日

設立時社員 木 澤 洋 一

設立時社員 小 林 昌 弘

設立時社員 増 野 谷 一 男

設立時社員 五十嵐茂幸

設立時社員 梅田俊一

設立時社員 重矢直彦

設立時社員 笠川明美

設立時社員 梶川淳一

設立時社員 竹内良信

設立時社員 鳥居学

設立時社員 平内岩雄

設立時社員 八木英昭

設立時社員 中村貴幸

一般社団法人福井県臨床工学技士会定款施行規則

第1条 この規則は、定款第8条に定める金額を定めることを目的とする。

第2条 定款第8条に定める金額は次のとおりとする。

(1) 正会員 入会金 1,000 円、 年会費 5,000 円

(2) 賛助会員 年会費 10,000 円

第3条 会費は、毎年8月31日までに、その事業年度の分を当法人の指定した金融機関の口座へ振込む、又は、財務担当に直接支払うとする。ただし、振込に関する費用は、会員の負担とする。

第4条 この規則は、社員総会の議決を経なければ変更することはできない。

附則

1 この規則は、当法人の成立の日から施行する。

一般社団法人福井県臨床工学技士会役員選任規則

第1章 総 則

第1条 この規則は、定款第20条に規定する理事及び監事の選任に関し必要な事項を定めることを目的とする。

第2章 理事及び監事の選任

第2条 理事は、正会員の中から選任される理事（以下「内部理事」という。）及び正会員以外の会員から選出される理事（以下「外部理事」という。）とし、内部理事は理事定数の2分の1以上とする。

2 監事は、正会員の中から選任される監事（以下「内部監事」という。）1名と、正会員以外の会員から選出される監事（以下「外部監事」という。）とする。

3 内部理事及び内部監事は、選挙により選出される。

4 外部理事及び外部監事は、会長の推薦に基づき理事会において承認された者を社員総会で選任する。

第3条 選出する理事の定数は、理事会が定めて選挙管理委員会に通知するものとする。

第4条 選挙権及び被選挙権を有する者は、役員選挙告示日現在において、会費を完納している正会員に限る。

第3章 選挙管理委員会

第5条 理事及び監事を選出の公正を確保するために選挙管理委員会を設置する。

第6条 選挙管理委員の定数は3名とし、理事会において正会員の中から選任する。ただし、その選挙の候補者となる者は、選挙管理委員になれない。

2 選挙管理委員会委員長は、選挙管理委員の互選により選任する。

第7条 選挙管理委員会は、次の業務を行う。

- (1) 選挙の告示（投票日の60日前まで）
- (2) 内部理事及び内部監事候補者届の受理及び資格審査
- (3) 立候補者氏名及び選挙公報の公示
- (4) 投票及び開票の管理と投票結果の公示
- (5) 総会への選挙結果を報告
- (6) その他選挙管理に必要な事項

第8条 選挙管理委員の任期は2年とする。但し再任を妨げない。

第4章 内部理事及び内部監事の選挙

- 第9条 内部理事及び内部監事に立候補しようとする者は、選挙管理委員会が定めた立候補届を指定期日までに届け出るものとする。
- 2 内部理事及び内部監事を推薦しようとする者は、選挙管理委員会が定めた推薦届を指定期日までに届け出る。ただし、推薦される本人の同意を必要とする。
- 第10条 立候補届及び推薦届の締切りは投票日の30日前とする。
- 第11条 選挙は無記名投票とし、内部理事は連記制、内部監事は単記制とする。
- 第12条 当選者は、それぞれ有効投票数を得たものから高得票順に定める。
- 2 選挙定数の最下位の同数得票者がある場合は、監事立会いの下選挙管理委員会による抽選で当選者を決定する。
- 3 選挙管理委員会は、前項の決定事項を翌日から1週間当法人の事務所に公示するものとする。
- 第13条 立候補届及び推薦届の締切り日を経過するも、候補者が選挙定数を越えないときには、無投票で当選者を定めることができる。
- 2 前項において、候補者が選挙定数に満たないときは、理事会が定数内で内部理事及び内部監事の候補者を総会開催までに選挙管理委員会に推薦することができる。この場合も、無投票で当選者を定めることができる。

第5章 理事及び監事の欠員の補充

- 第14条 内部理事又は内部監事に欠員が生じた場合は、次点者が繰り上げ当選し、総会において選任する。
- 2 繰り上げ当選により次点者がいなくなった場合や無投票の場合には、理事会が推薦した者を総会において選任する。
- 第15条 外部理事又は外部監事に欠員が生じた場合は、会長の推薦に基づき理事会において承認された者を総会において選任する。

第6章 異議の申立て

- 第16条 選挙に関する異議は、公示の日から14日以内に選挙管理委員会に文書をもって申立てることができる。

第7章 内部理事及び内部監事の候補の当選の取り消し

- 第17条 候補者が選挙に関わる事項について重大な虚偽の申告を行ったことが明らかになった場合は候補者または当選を取り消すことが

できる。

第18条 この規則は、社員総会の議決を得なければ変更することはできない。

附則

1 この規則は、当法人の成立の日から施行する。

一般社団法人福井県臨床工学技士会定款施行規程

第1条 この規程は、会員の入会及び脱会の様式等を定めることを目的とする。

第2条 定款第6条に定める入会申込書の様式は、社団法人日本臨床工学技士会の定める様式（別紙1）とする。

第3条 定款第10条の会員の脱会届けは、別紙2の様式によるものとする。

第4条 この規程は、理事会の議決を経なければ変更することはできない。

附則

1 この規程は、当法人の成立の日から施行する。

一般社団法人福井県臨床工学技士会部会専門委員会設置規程

第1条 この規程は、定款36条に定めた部会及び専門委員会（以下、「部会等」という。）を設置及び運営する方法を定めることを目的とする。

第2条 部会等を設置するときは、名称、会務の内容等について理事会が決定する。

第3条 部長、委員長（以下、「部長等」という。）及び委員の任免は、理事会の承認を得て会長が行う。

第4条 部長等は、部会等を統括し、会長に協議し該当する会務を執行する。また、部長等は理事会に出席して意見を述べることができ、事業の経過及び内容について説明しなければならない。

第5条 委員は、部長等に協議し該当する会務を執行する。また、会長の求めがある場合、委員は理事会に出席して意見を述べることができる。

第6条 部会等の会議は、その開催日時、場所、参加者、会議の目的及びその結果を記録し、これを理事会に報告しなければならない。

第7条 この規程は、理事会の議決を経なければ変更することはできない。

附則

1 この規程は、当法人の成立の日から施行する。

一般社団法人福井県臨床工学技士会事務所規程

第1条 この規程は、当法人の事務を処理するための要領を定めるものとする。

第2条 事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

- (1) 定款
- (2) 会員名簿及び会員の異動に関する書類
- (3) 理事、監事及び職員の名簿及履歴書
- (4) 許可、認可等及び登記に関する書類
- (5) 定款に定める機関の議事に関する書類
- (6) 収入、支出に関する帳簿及び証拠書類
- (7) 資産、負債及び正味財産の状況を示す書類
- (8) その他必要な帳簿及び書類

第3条 この規程は、理事会の議決を経なければ変更することはできない。

附則

- 1 この規程は、当法人の成立の日から施行する。

一般社団法人福井県臨床工学技士会出張及び旅費規程

第1条 この規程は、会務執行に係る出張及び旅費の実費支給に関する事項を定めることを目的とする。

第2条 出張の認定は次のとおりとする。

- (1) 会長が会務執行上、必要と認めた場合。
- (2) 会務担当者の出張許可願いを会長が承認した場合。

第3条 前条により出張する場合は、次の手当を支給する。

- (1) 旅費 実費
- (2) 宿泊費 実費 (10,000円まで)
- (3) 日当 2,000円
- (4) 参加費

第3条 当法人の理事会等に出席するための交通費は当法人が負担する。

第4条 この規程は、理事会の議決を経なければ変更することはできない。

附則

- 1 この規程は、当法人の成立の日から施行する。

一般社団法人福井県臨床工学技士会慶弔規程

第1章 総 則

第1条 この規程は、当法人が、正会員、その他に対する慶祝ならびに弔慰について定めることを目的とする。

第2章 慶 祝

第2条 正会員および、当法人が関連する団体ならびに個人の祝賀行事に招待された場合は、相応の金品で慶祝する。

第3章 弔 慰

第3条 正会員および、当法人と密接な関係を有する個人に弔慰する。
（1）正会員には、花輪等を式場に飾り会長または名代が葬儀に参列し、香典を霊前に捧げる。
（2）当法人と密接なる関係を有する個人には応分の供物をする。

第4章 その他

第4条 この規定以外に特別な事情が生じた時は、会長が決定し理事会の承諾を得なければならない。

第5条 この規程は、理事会の議決を経なければ変更することはできない。

附則

1 この規程は、当法人の成立の日から施行する。